

水野博子著

『戦後オーストリアにおける 犠牲者ナシヨナリズム』

——戦争とナチズムの記憶をめぐる——

大津留 厚

本書は第二次世界大戦後のオーストリア共和国、あるいはその国民が、自分たちを「犠牲者」と見做すことでアイデンティティを確立していったプロセスを描いたものである。しかしそもそも「戦後オーストリア」とは何を意味するのだろうか。つまりそれは単なる時間軸として「戦後」があつて「戦前」があるのではない。その両者の中間にある「オストマルク」、「アルプス及びドナウ大管区」が位置づけられて初めて「戦後」が語られ、「戦前」が語られるのである。だから本書は序章でまず「オストマルク」に対する著者の立ち位置が示されることになる。「オーストリア併合は『上』からと『下』からと、そして軍事侵攻を伴う『外』からの動きが並行しつつ、さまざまな矛盾をはらみながらも遂行されたが、これによって『オーストリア国民』国家は消滅した」（一七頁）。ここで「下から」というのは、「一九三八年三月二日のオーストリア併合は大多数の国民の支持を伴って行われた」（一八頁）ということになる。そして「オーストリア人のなかには、暴力的なナチ・イデオロギーによって『ドイツ人民共同体』

から排除されるべき存在とされたユダヤ系住民をはじめとする夥しい数の人びとの大量殺戮（『ホロコースト』）や国防軍の犯した戦争犯罪に関与していった者がいた」（一七頁）。

「戦前」のオーストリアはこうして消滅した。だからこの国はナチ政権ドイツの最初の犠牲者にも見えるし、その共犯者にも見えるのである。この問題に一定の見通しを持つためには、「ドイツ」との関係における「オーストリア国民」についてまず語られなければならない。著者はこの問題を一八四八年革命から説き起こす。ここで起きた「諸国民の春」以降、多国民体としてのオーストリアはドイツ統一のイニシアティブを失い、「ドイツ帝国」と「オーストリア＝ハンガリー帝国」の並立状態が生み出されることになる。一九一八年にハプスブルク帝国が崩壊し、それを構成していた国民体はそれぞれに主権国家を形成するが、その「残部」が「オーストリア」を構成する。ハプスブルク帝国マイナス諸国民体としての「オーストリア」はドイツ系オーストリア共和国として発足する。しかもチェコスロヴァキアのドイツ系住民を欠き、ドイツとの一体化も否定された結果が「オーストリア共和国」だった。それが一九三八年のドイツとの併合で「消滅した」オーストリア国民国家だったとすれば、それが「戦後」復活する根拠はもともと希薄だった。しかもそのオーストリア共和国は、一九三四年の内戦以降すでに多くの左派系の人たちを失っており、ドイツとの併合の後は「暴力的なナチ・イデオロギーによって『ドイツ人民共同体』から排除されるべき」存在を失うことになった。「戦時」にもオーストリアは戦場で多くの国民をドイツ軍兵士として失い、「戦後」に、今度は『ドイツ人民共同体』から

排除された人びとの一部が帰国し、周辺国から排斥されたドイツ系住民が難民となって流入した。こうして占領下ではあるが「戦後」の「オーストリア国民」がほぼ成立する。著者が本書で明らかにしようとしたのは、その「オーストリア国民」がナショナルアイデンティティを確立する上で、「犠牲者」としての自己認識が果たした役割と、「犠牲者」の中身が変わる中で「オーストリア国民」の中身もまた変わっていくことである。

本書は三部から構成されている。第一部（第一章～第四章）「犠牲者国民という射程」では、「犠牲者国民」が拡大して解釈されていくなかで「オーストリア国民」が形成されていくプロセスが検証される。第二部（第五章～第七章）「犠牲者ナショナルリズムの陥穽」は、「オーストリア国民」が「犠牲者国民」として確立されていく中で元ナチがその中に統合されていくプロセスを分析する。第三部（第八章～第一〇章）「犠牲者国民の記憶空間」は犠牲者国民として確立される中で果たす「記憶」の役割である。そこではまず「反ファシズム」で闘った人に対する「記憶」が論じられ、次に戦没者の「記憶」が語られる。そのうえで「補論」としての「ブルゲンラント・ロマ迫害の二重構造」がある。

第一部第一章が取り上げるのはオーストリア＝犠牲者論のそもそもの発端となった「モスクワ宣言」である。一九四五年四月に発足したカール・レンナー臨時政府は、「オーストリアの主権に関する宣言」において、ナチ・ドイツによるオーストリア支配がいかに不当であったのか、国家主権の回復がいかに大事であるのかを主張した。その主張の根拠になったのが一九四三年一〇月に米、英、ソの連合国外相会議で採択されたモスクワ宣言だった。

この宣言は、オーストリアがヒトラーの侵略政策の犠牲となった最初の自由な国家であることを指摘し、「犠牲者」オーストリアのドイツからの「解放」を目指すべきことを主張した。

レンナー政府は国家再建の大義として「反ファシズム精神」の理念を掲げた。レンナーは、オーストリア・ファシズムとナチズムという二つのファシズムに抵抗し犠牲となった人びとを称えることを提唱すると同時に、ナチ・ドイツによる併合に同調しただけの者はオーストリア社会への早期復帰を認めるべきことを示唆した。著者はそこに、オーストリア・ファシズム、ナチズムに抵抗して犠牲になった者と消極的ナチとの間にある亀裂を架橋して、「戦後オーストリア」国民の統合を目指すレンナーの意図を見ている。

占領下に成立したレンナー政権の基盤はウィーンで再結成された社会党（社会民主党）、人民党、共産党だったが、この構造に一つの転機をもたらしたのが一九四五年一月に行われた国政選挙だった。この選挙で人民党が八五議席を得て第一党になり、社会党も七六議席を占めたが、共産党は四議席の獲得にとどまり、これを受けて発足した人民党のフィーグル政権の下で共産党は下野することになる。

第二章でまず論じられるのは、自国の解放に向けた闘争への貢献に寄与した人物を特定し、顕彰する制度の設置をめぐる議論だった。そこでは「自由で独立した民主的なオーストリア」のために命を失ったり、処刑されたり、拘禁されたり、職を失った者が対象になった。顕彰制度自体の議論はその後停滞するが、この犠牲者カテゴリーは犠牲者扶助法に関しても有効であり、扶助の対

象が遺族に拡大され、さらに「一九三八年三月以前に犠牲となった人びと」も含まれることになる。つまり「ファシズムの犠牲者」はオーストリア・ファシズムとナチズムという二つのファシズム体制の犠牲者を意味することとなり、「犠牲者」ブランドが社会党と人民党で共有されることになる。

第三章で論じられるのは、実際にナチ・イデオロギーにより迫害された人びとの戦後オーストリアにおける位置づけである。一九四七年になってようやく抵抗運動以外で迫害された人びとの存在が「犠牲者」として視野に入ることになる。併合前のオーストリアには二〇万人ほどのユダヤ系の人びとが住んでいたと考えられているが、その多くがナチ体制の下で、殺害されたり国外への退去を余儀なくされたりした。またロマの人たちも迫害の対象になった。このようなナチ・イデオロギーによる迫害を受けた人たちは「人種・信仰・国民的帰属」が理由として迫害された人びととして一九四七年七月の新犠牲者救済法で扶助の対象となったが、抵抗運動の犠牲者が「能動的犠牲者」とされたのに対して、彼らは「受動的犠牲者」として別のカテゴリーに分類され、年金受給などで格差が設けられた。この格差は一九四九年の法改正で解消に向かうが、その背景にはもう一つの「犠牲者」概念の転換があった。つまり、国内で空襲による被害を受けたり、ナチ支配のもとで苦しい生活を強いられた人も犠牲者として括られることになる。

第四章では戦争犠牲者援護政策が検討される。一九四九年の戦争犠牲者援護法では、かつてのオーストリア＝ハンガリー帝国軍の兵士もドイツ国防軍の兵士も「オーストリアの戦争犠牲者」と

して括られた。そしてさらに「戦争犠牲者」の概念は広がる。まずその中に入れられることになったのが、「ファシズムの犠牲者」であり、さらに「元ナチ」もその中に入ることが可能になる。つまり戦争で身体に障害を負った「元ナチ」であり、またまだ復員していない「元ナチ」の家族であった。

第二部第五章ではその「元ナチ」の統合が論じられる。レンナー政府はまず一九四五年五月に「ナチ党禁止に関する法律（以下、禁止法）」を發布した。この法律に基づき、一九三三年から四五年までの期間にナチ党および関連組織に所属していた者は全員、元ナチとして登録された。彼らはまた「大物ナチ」、「小物ナチ」、「非法法ナチ」オーストリア・ナチの非法法時代からナチ党員だった者」の三種に分けられた。このうち大物ナチはその後の人民裁判で追及されることになるが、九〇パーセントを占める小物ナチは社会に再統合されることになる。レンナーの後に首相になったフィーグルは禁止法の改正に取り組み、一九四八年二月に青年アムネスティ法を成立させた。一九一九年に降に生まれた元ナチが「贖罪」義務から解放された。一九五五年五月にオーストリアは連合国との間で国家条約を結び、独立を回復した。最終的には一九五七年に「ナチ・アムネスティ法」が成立し、かつてナチ法によって規定された全ての特別法は撤廃された。

第六章と第七章は、占領軍による戦犯追及とオーストリア自身による人民裁判による戦犯追及を分析している。戦後オーストリアの戦犯追及は三つのレベルで行われた。一つがニュルンベルク国際軍事裁判であり、一つが占領軍当局による訴追であり、一つが国内法に拠る人民裁判であった。第六章が扱うのは主として占

領軍による訴追である。そのうち米占領地域では軍事委員会が担当して戦犯裁判をおこなった。この場合主として米軍乃至連合軍に対して加えられた犯罪行為が対象であった。ユダヤ人に対する犯罪行為やナチ体制側が自国民に対して行った犯罪行為は「敵国民の敵国民に対する」犯罪行為として訴追の対象にはならなかった。

オーストリア独自の人民裁判での訴追の根拠になったのは禁止法と戦犯法におけるナチ・戦争犯罪と国家反逆罪だった。人民裁判はソ連の司法制度にならったもので、二名の職業裁判官に三名の一般裁判員から構成された。最初に設置されたのはウィーンで一九四五年には二〇二名に有罪判決が出て、一九四六年には一三二六名に有罪判決が出た。その後リンツ、グラーツ、インスブルックでも人民裁判が行われた。本書では人民裁判の中でエンゲラウ裁判が詳しく論じられている。

エンゲラウはブラティスラヴァの南に位置するドナウ川沿いの町だが、ここはミュンヘン協定でナチ・ドイツに併合され、ウィーン一帯の軍需産業の一部に組み込まれた。ハンガリーで矢十字党が政権を握ると、ユダヤ系住民がドイツ側に「貸与」され、国境線沿いの収容所群に移送され、堡塁建設の労働力として使われた。エンゲラウ裁判で問われた犯罪の一つは収容所内での銃殺などの行為であり、もう一つはソ連軍が迫る中で被収容者の移動を強い、歩行困難な者を虐殺したという行為だった。エンゲラウ裁判は六次にわたって行われ、全部で二一人が訴追された。

次に戦犯法第八条に基づく「オーストリア人民に対する反逆罪」及び禁止法の国家反逆罪による裁判が論じられる。オースト

リア併合に責任ある三人の裁判を見てみよう。ザイス＝インクヴァルト内閣の財務大臣だったノーマイヤーはウィーンの人民裁判で終身刑および財産没収刑が科せられるが、のちに大統領恩赦で赦免され、一九五七年には有罪判決そのものが取り消された。この内閣で農相を務めたラインタラーは非法法ナチ活動の罪で三年の禁固刑を受けたが、その後元ナチの受け皿となった独立者連合の後身政党オーストリア自由党の党首になった。シュエシュニツク政権で外相だったシュミットは証拠不十分で無罪判決が出された。

一九四八年一月には司法の「正常化」を理由に人民裁判の廃止に向けた動きが始まり、ソ連を後ろ盾とし、国家反逆罪と人民裁判の廃止に反対する共産党こそオーストリア人民に対する裏切り者という論理が現れることになる。反共主義を背景に国家反逆の意味が変容すると、国民の境界も移動する。その時、「犠牲者ナシヨナリズム」はこの境界線をしっかりと定着させるための体制イデオロギー、運動エネルギーとして、オーストリア国民の深層心理を支える底流を形成していくのである」（二三四頁）、と著者は指摘している。

第三部第八章は、第三帝国でも有数の収容所だったマウトハウゼンの記憶が「周縁化」されるプロセスを論じている。オーストリアでは戦後、抵抗運動の犠牲者の団体として「政治的被迫害者同盟——オーストリア同盟」が組織されていた。この団体は共産党の主導下にあったが、政権与党三党の超党派組織の形をとっていた。この組織と連邦政府が協力する形で、マウトハウゼンを記念施設化するための協議が行われた。ソ連占領当局はナチの死

刑執行人の犠牲者のための公共施設として、収容所跡をオーストリア政府に返還し、一九四九年五月二日に記念施設は落成式を迎えた。しかし冷戦の進行は「全国連盟」の組織にも亀裂を入れ、社会党、人民党系のメンバーが辞任し、マウトハウゼンの記念施設は共産党の影響を強く反映した場所として否定的に捉えられるようになる。

戦争をめぐる想起の場としての戦没者墓地を検討したのが第九章である。戦没者墓地の運営に携わった黒十字協会は一九一九年に発足し、当時は国内外の戦没者墓地を維持し、埋葬されている戦没者の遺体の身元を特定し、場合によっては地元墓地への改葬などを行っていた。その目的は郷土の英雄を讃えることだった。とりわけイタリア戦線で戦死し、そのままそこに埋葬された戦没者の埋葬状態を改善し、場合によっては遺体を出身地に帰還させることを重視した。遺体が帰郷した時には盛大に追悼式典が行われた。

戦後再開された黒十字協会の活動の方針を示した『会報』第一号はこれとは異なる姿勢を示している。前の戦争が「愛する祖国」のための戦争だったとすれば、今次の戦争での戦死は「われわれのものではない事柄のために命を落とした」ことになる。そしてそれは兵士に止まらず「無差別爆撃が奪った幾千もの民間人同様に政治的テロルの犠牲となった幾千もの人びと」にも敷衍される。黒十字の犠牲者観はオーストリアの「犠牲者ナシヨナリズム」と符合する。

第一〇章「戦没者記念碑——戦争をめぐる記憶の相克」では、もう一つの想起の場である記念碑が検討される。ここで取り上げ

られているのはオーストリアの西端に位置するフォアアルベルク州のホーエンエムスで一九三六年に除幕された戦没者記念碑である。この記念碑には、「われらが英雄のために 一九一四—一九一八」と刻まれ、記念冊子の冒頭には町長が「われわれ青年たちが郷土と、われわれの人民と、祖国オーストリアへの愛を汲み出す泉となる」とその意義を述べていた。

終章は本書のまとめと展望を示している。一八四八年革命以来の課題であった、ドイツ国民かオーストリア国民かという問題は、一九一八年の共和国建国とその否定（併合）と再建（戦後の共和国）に帰結する。その「オーストリア国民」にアブリオリな合意があったわけではない。結局、モスクワ宣言の「犠牲者神話」をほぼ唯一の国民的「大義」としながら、主要な政治勢力は「反ファシズム精神」を統合のツールとする。しかもその「犠牲者性」は誰でもが何らかの「犠牲者」と自己指定できる限りで「下」から共有できる概念だった。

最後にブルゲンラント・ロマを論じた「補論」がある。ブルゲンラントはもともとハンガリー王国に属していて、オーストリア共和国が成立した時に唯一付け加えられた地域だった。ここに住んでいたロマの人たちは新たな共和国にとっていわば「二重の異者」だった。つまり新たに作られるべきオーストリア国民とは異なる民族集団であり、また近代的な価値規範から逸脱した「異者」であった。ドイツに併合されて以降はもっと徹底的に排除されることになる。戦後、帰還したロマの人たちも状況は厳しく、まだった。多くの人が自治体が設置した仮設住宅に住むしかなく、補償も進まなかった。ようやく一九六〇年代から社会への統合が

進み、一九九三年には「少数者集団」として認定された。そこには新しいオーストリア国民主義というものがあつた。オーストリアに内在する「少数者」を統合し、外国人労働者や難民に対応しようとするものである。「オーストリアはいまなお国民化し続ける国家の一つなのであり、そのプロセスは常に新たな「異者」を作り出し、国民の境界を改変し続けるダイナミズムを包含しているのである」(三三六頁)。

著者が史料を渉猟し、的確にそれを配して、「犠牲者」を梃に「オーストリア国民」が形成されるプロセスをしつかりとした構造に組み上げた本書が力作であることは論を俟たない。しかし少し急ぎ過ぎの感がある。同時代的に見たときに、ヨーロッパ大陸を広く覆ったナチズム体制をどう克服していくか(非ナチ化、ないしは非「非ナチ化」)は、戦後に各地で共通に見られた課題であり、その中で「犠牲者」であり、「敗戦国」であるというオーストリアはユニークな存在だった。そのユニークさは、具体的には国際法とは別に国内法として戦争犯罪法を閣議決定の形で持ち、それに基づいて国際軍事法廷、占領軍の軍事法廷とは別に、そして通常の裁判所と並行する形で人民裁判所が設けられ、そこでナチ期の犯罪行為が裁かれるという形を取るようになる。その分析を通じて、「オーストリア国民」が成立する器としての「戦後オーストリア」がもつとクリアーな形で描けるのではないだろうか。

また通時的に見たとき著者は「オーストリア」をドイツ性との関係でとらえている。しかし本書が取り上げているオーストリア黒十字協会の活動を見ても、その組織自体、著者が紹介するよう

にザルツブルクやシュタイアーマルクなどそれぞれのラントで組織化されたものが統一される形で全国組織になったものである。

現在の黒十字協会も各ラント支部の上に乗る形で本部がウィーンに置かれている。各ラント支部が重視しているのが、それぞれのラントにある戦没者墓地の整備で、例えばマウトハウゼンにあるセルビア人戦没者墓地もオーバーエスタライヒ支部がその任に当たっている^①。つまりこの協会自体ラントの集合体としてのオーストリアのひな型であり、ハプスブルク帝国という複合国家の名残と言える。アウスグライヒ以降のオーストリアがウィーンの議会に代表を送る諸王国・諸邦だったとすれば、ハプスブルク帝国解消後のオーストリアはウィーンの議会に代表を送る諸王国・諸邦からボヘミア、モラヴィア、ガリツィア・ロドメリアなどなどを除いた部分として、国制的に連続した、それなりに正統性を持った国家だったと言えるのではないだろうか。

変幻自在に形を変えながら連綿と続く「オーストリア」でありながら、「オーストリア人」は常にフィクションでしかない。戦後オーストリアにおける国民形成という歴史に深く根差す難問に挑戦して一つのテーゼを示した本書は、長く座標軸の役割を果たすだろう。

① <https://www.osk.at/fileadmin/images/zz-zeitungen/OSK-2-2020-web.pdf> (10110年11月6日最終閲覧)